

令和2年6月25日

高知県議会議長 三石文隆様

高知県議会総務委員会委員長 横山文人

印

総務委員会報告書

令和2年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年月日	審査又は調査事項	備考
2.4.6	正・副委員長の互選について	

以上、報告の詳細については、委員会記録を参照してください。

令和2年6月25日

高知県議会議長 三石文隆様

高知県議会危機管理文化厚生委員会委員長 浜田豪太

印

危機管理文化厚生委員会報告書

令和2年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年月日	審査又は調査事項	備考
2.4.6	正・副委員長の互選について	

以上、報告の詳細については、委員会記録を参照してください。

令和2年6月25日

高知県議会議長 三石文隆様

高知県議会商工農林水産委員会委員長 黒岩正好

印

商工農林水産委員会報告書

令和2年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年月日	審査又は調査事項	備考
2.4.6	正・副委員長の互選について	

以上、報告の詳細については、委員会記録を参照してください。

令和2年6月25日

高知県議会議長 三石文隆様

高知県議会産業振興土木委員会委員長 田中徹

印

産業振興土木委員会報告書

令和2年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年月日	審査又は調査事項	備考
2.4.6	正・副委員長の互選について	

以上、報告の詳細については、委員会記録を参照してください。

令和2年6月25日

高知県議会議長 三石文隆様

高知県議会議会運営委員会委員長 弘田兼一

印

議会運営委員会報告書

令和2年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年月日	審査又は調査事項	備考
2.4.6	(1) 委員長の互選について (2) 副委員長の互選について (3) 委員席の指定について (4) 本会議の運営等に関する申し合わせ事項について (5) その他	
2.5.19	(1) 5月臨時会の日程及び運営について (2) その他	
2.6.19	(1) 6月定例会の日程及び運営について (2) 高知県都市計画審議会委員の推薦について (3) その他	

以上、報告の詳細については、委員会記録を参照してください。

意見書に関する結果について  
(令和2年2月定例会における議決に関するもの)

1 新型コロナウイルスによる感染症対策を求める意見書

新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる医療提供体制の整備等については、国が創設した「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」により、帰国者・接触者外来や入院医療機関における医療資器材の設備整備や、衛生環境研究所等におけるPCR検査機器の整備など、医療提供体制の強化に取り組んできた。さらに、令和2年度第2次補正予算においても、この交付金の抜本的な拡充として2兆2,370億円の予算が計上されている。

また、医療機関に対するマスク等の医療用物資については、3月以降、国が確保し都道府県を通じて必要な医療機関等への優先配付を実施している。

ワクチンについて、現在まで開発されていないものの、国では、ワクチンの開発支援として、令和2年度第1次補正予算に100億円を、第2次補正予算にも600億円を追加計上しており、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）に対して開発資金を補助することにより、開発への取り組みが強化されている。

また、ワクチンの開発と並行して、その生産体制を整備するための予算としても、第2次補正予算に1,455億円が計上されている。

治療法については、5月7日にレムデシビルが重症患者に対する治療薬として特例承認されたほか、幾つかの既存の候補薬についても、実用化に向けた研究が進められている。

国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日制定(令和2年5月25日変更)）（以下、「基本的対処方針」という。）において、風評被害や人権保護への配慮の方針が示された。

国においては、基本的対処方針に基づき、正確でわかりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行うこととしており、ウェブサイトやSNS等の媒体を活用し、迅速かつ積極的な情報発信を行っている。

また、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層にも十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行っており、諸外国に対しても、日本の感染対策や感染状況の十分な理解を醸成するよう情報発信に努めている。

なお、感染症に係る情報公開は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第2条、第3条及び第4条において、感染症の患者の置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しなければならないとしており、第16条において、厚生労働大臣及び都道府県知事は、収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならないとし、情報を公表するに当たっては、個人情報保護に留意しなければならないとしている。

中小企業や小規模事業者に対する支援としては、日本政策金融公庫等が実施している実質無利子・無担保・据置最大5年の融資について、都道府県等の制度融

資を活用して民間金融機関にも対象を拡大するなど、資金繰りへの支援策が講じられている。

さらに、令和2年度第2次補正予算として、日本政策金融公庫、民間金融機関等による実質無利子・無担保融資の融資限度額の拡充等が図られることになった。

雇用対策について、国では、雇用維持の観点から従業員に対して休業手当の支給を行った事業主を対象とした「雇用調整助成金」の特例措置として、令和2年4月1日から6月30日までを緊急対応期間と位置づけ、中小企業への助成率の引き上げ（さらに解雇等の実施がない、又は休業等要請に協力した中小企業の場合には助成率アップ）や、要件の緩和（売上高等の減少幅が10%から5%に緩和など）、申請事務の簡素化（記載事項の削減や自動計算機能付の様式の導入、添付書類の削減）などが実施されている。

また、令和2年度第2次補正予算において、「雇用調整助成金」の緊急対応期間の9月末までの延長、日額の上限額の8,330円から15,000円への引き上げ、また解雇等を行わない中小企業への助成率の9/10から10/10への引き上げの拡充が打ち出されている。

臨時休業に伴う児童生徒等の学びを保障するため、学習保障等に必要な人的体制の確保、学校における感染症対策の強化等を支援するための経費が第2次補正予算において計上されている。

小学校等の臨時休業により休まざるを得なかった保護者を支援するため、助成率10/10（上限8,330円/日）又は定額（4,100円/日）の助成制度「小学校等休業対応助成金・支援金」が創設された。また、令和2年度第2次補正予算上限額が15,000円、定額が7,500円まで引き上げられ、対象となる休暇等の期限も6月末から9月末まで延長されている。

国は、令和2年度第2次補正予算において、地方負担の措置として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を2兆円増額し、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、令和2年度補正予算分も含め全額国費による負担とした上で増額するとともに、雇用調整助成金の拡充や家賃支給給付金の創設等に係る事業を全額国費により計上している。

## 2 中高年のひきこもり状態にある人に対する実効性ある支援と対策を求める意見書

国においては、地方自治体における自立相談支援機関の機能強化のため、令和2年度より「アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業」を創設し、アウトリーチ支援員を新たに配置し、ひきこもり状態にある者などの社会的孤立に対するアウトリーチの充実を進めることとしている。

具体的には、家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど初期のつながりを確保するほか、つながりができた後の信頼関係の構築、本人に同行した関係機関への相談、就労支援といった自立までの一貫した支援等の実施や、相談へのアクセスを向上させるため、アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談等を実施する予算が厚生労働省において新規で35億円計上されている。

中高年のひきこもり状態にある者に適した支援の充実を図るため、市町村等で

実施するひきこもりサポート事業において、家族会や当事者会の参画も得ながら、中高年のひきこもり状態にある者に適した居場所づくりを進めるとともに、ボランティア活動の機会等を創出し、安心して過ごせる場所やみずからの役割を感じられる機会、生きる力を回復し、自己肯定感を取り戻す機会を創出することとし、令和2年度、厚生労働省においてひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化、居場所づくり等、12億円の予算が計上されている。

8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援として、地域のさまざまな相談を包括的に受けとめる場の確保や複合的な課題にも支援関係者全体が連携して対応するための多機関協働による断らない相談支援、居住支援等の参加支援、地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営などの地域づくりに向けた支援に係る市町村の創意工夫ある取り組みへの支援の拡充を図るため、断らない相談支援を中核とする包括的支援体制の整備促進として、厚生労働省において39億円の予算が計上されている。

なお、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築を支援するための「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が第201回国会において成立された。

### 3 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

新たな過疎対策法については、総務省過疎問題懇談会や自由民主党過疎対策特別委員会において、制定に向けた議論がなされている。

令和2年3月27日に開催された自由民主党過疎対策特別委員会において取りまとめられた「今後の過疎対策の方向性（素案）」においては、現行過疎法の期限到来に向けて、新たな法律を制定することを目指すとしている。

同素案では、過疎地域の指定要件の種類は、現行過疎法と同様に人口要件と財政力要件とするが、要件に用いる具体的な指標のうち人口減少率（長期）については、人口減少率を判定する期間の基準となる年の見直しを検討するとされている。

また、過疎地域の指定単位は、現在の市町村単位を基本とすることとし、平成の合併による合併市町村については、旧市町村単位で一定の要件を満たす地域を過疎地域とする特例（いわゆる「一部過疎」）を設けることを検討するとされている。

なお、平成の合併による合併市町村に対する、いわゆる「みなし過疎」の特例については、設けることの是非を含めて検討するとされている。

また、令和2年5月20日に開催された自由民主党過疎対策特別委員会において「今後の過疎対策に関する各府省への要請」が議題とされ、過疎地域における雇用の場の創出への支援の充実など産業の振興や地域公共交通の確保、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実や子育て支援、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進のほか、医療の確保や過疎地域における学校のICT環境の整備、遠隔教育への支援の充実など教育の振興等が国庫補助等各府省施策として検討されるとともに、その他の過疎対策として、都道府県における過疎市町村の補完に対する財政支援の充実や、市町村間の広域連携に対する財政支援の充実についても検討されている。



#### 4 社会資本の整備促進を求める意見書

国土交通省は、社会資本整備のあり方として、既存施設の計画的な維持管理・更新を図るとともに、中長期的な視点に立って、将来の成長の基盤となり、安全で豊かな国民生活の実現に資する波及効果の大きな政策・プロジェクトを全国各地で戦略的かつ計画的に展開していく必要があるため、必要な公共事業予算の安定的・持続的な確保が不可欠であるとし、ストック効果を重視した公共投資を推進すべく、現在、第4次社会資本整備重点計画（H27～R2）を策定しており、今後、各県の意見を聞きながら第5次計画を策定する予定としている。

令和2年度予算の基本方針では、とりわけ、気候変動の影響により頻発化・激甚化が懸念される自然災害や切迫する巨大地震等から、国民の生命と財産を守ることを最重要の使命とし、平成30年度から「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を集中的に実施するとともに、3か年緊急対策後も見据え、地方公共団体や民間と連携しつつ、ハード対策・ソフト対策を一体化した防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図り、防災・減災が主流となる安全・安心な社会づくりを実現する。加えて、戦略的なインフラ老朽化対策、通学路等における交通安全対策、戦略的海上保安体制の構築に取り組むこととしている。

令和2年度当初予算の本県配分については、補助事業と交付金をあわせて対前年度比1.0が確保され、道路や河川などのインフラ整備や既存施設の老朽化対策などに重点配分された。

また、国土交通省の地方整備局等では、大規模自然災害からの復旧・復興、国土強靱化に対応するため、人員増が図られている。

高知県議会議長 三石 文隆 様

高知県知事 濱田 省司

印

議案の提出について

令和 2 年 6 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 第 1 号 令和 2 年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 3 号 高知県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 室戸市と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 12 号 安芸市と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 13 号 土佐市と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 14 号 須崎市と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 15 号 宿毛市と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案

- 第 16 号 土佐清水市と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 17 号 四万十市と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 18 号 香美市と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 19 号 東洋町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 20 号 奈半利町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 21 号 田野町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 22 号 安田町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 23 号 北川村と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 24 号 馬路村と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 25 号 芸西村と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 26 号 本山町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 27 号 大豊町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 28 号 土佐町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 29 号 大川村と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 30 号 仁淀川町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 31 号 中土佐町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 32 号 佐川町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 33 号 越知町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 34 号 檮原町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 35 号 津野町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案

- 第 36 号 四万十町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 37 号 大月町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 38 号 三原村と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 39 号 黒潮町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 40 号 高吾北広域町村事務組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 41 号 香南斎場組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 42 号 香南香美老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 43 号 高知県競馬組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 44 号 香南清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 45 号 幡多広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 46 号 高幡消防組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 47 号 幡多中央環境施設組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 48 号 津野山養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 49 号 高陵特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 50 号 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 51 号 津野山広域事務組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 52 号 高幡東部清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 53 号 幡多中央消防組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 54 号 幡多西部消防組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 55 号 嶺北広域行政事務組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案

- 第 56 号 高幡障害者支援施設組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 57 号 安芸広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 58 号 高幡広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 59 号 高知縣市町村総合事務組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 60 号 南国・香南・香美租税債権管理機構と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 61 号 中芸広域連合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 62 号 国道 493 号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 63 号 県道安田東洋線防災・安全交付金（明神口トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 64 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

2 高人職第80号  
令和2年6月29日

高知県議会議長 三石 文隆 様

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について（回答）

令和2年6月25日付け2高議議第78号で意見を求められました下記の条例議案につきましては、国の規則改正の趣旨を考慮したものであり、適当であると判断します。

記

第 2 号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する  
条例の一部を改正する条例議案

# 議 案 付 託 表

## (総務委員会)

事件の番号	件 名	審 査 結 果	備 考
第 1 号	令和 2 年度高知県一般会計補正予算（総務委員会が所管する部分。）		
第 2 号	職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 3 号	高知県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例議案		
第 4 号	高知県条例の一部を改正する条例議案		
第 5 号	高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 6 号	高知県行政手続における特定の利用並びに特定個人情報及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 11 号	室戸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 12 号	安芸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 13 号	土佐市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 14 号	須崎市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 15 号	宿毛市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 16 号	土佐清水市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 17 号	四万十市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 18 号	香美市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 19 号	東洋町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 20 号	奈半利町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 21 号	田野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 22 号	安田町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		

第 23 号	北川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 24 号	馬路村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 25 号	芸西村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 26 号	本山町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 27 号	大豊町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 28 号	土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 29 号	大川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 30 号	仁淀川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 31 号	中土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 32 号	佐川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 33 号	越知町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 34 号	檮原町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 35 号	津野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 36 号	四万十町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 37 号	大月町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 38 号	三原村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 39 号	黒潮町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 40 号	高吾北広域町村事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 41 号	香南斎場組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 42 号	香南香美老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		



第 43 号	高知県競馬組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 44 号	香南清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 45 号	幡多広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 46 号	高幡消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 47 号	幡多中央環境施設組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 48 号	津野山養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 49 号	高陵特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 50 号	安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 51 号	津野山広域事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 52 号	高幡東部清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 53 号	幡多中央消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 54 号	幡多西部消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 55 号	嶺北広域行政事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 56 号	高幡障害者支援施設組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 57 号	安芸広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 58 号	高幡広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 59 号	高知県市町村総合事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		

第 60 号	南国・香南・香美租税債権管理機構と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		
第 61 号	中芸広域連合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		

(危機管理文化厚生委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	令和 2 年度高知県一般会計補正予算（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）		
第 7 号	高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 8 号	高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案		

(商工農林水産委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	令和 2 年度高知県一般会計補正予算（商工農林水産委員会が所管する部分。）		
第 9 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案		

(産業振興土木委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	令和 2 年度高知県一般会計補正予算 (産業振興土木委員会が所管する部分。)		
第 10 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案		
第 62 号	国道493号 (北川道路) 道路改築 (和田トンネル) 工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案		
第 63 号	県道安田東洋線防災・安全交付金 (明神口トンネル) 工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案		
第 64 号	町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金 (佐渡鷹取トンネル) 工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案		

# 請 願 文 書 表

## 総 務 委 員 会

請第1号	高知県立の中学校夜間学級（夜間中学）に関する請願について <p style="text-align: right;">（高等学校課）</p>
要 旨	<p>令和3年4月、高知市に開校する「高知県立の中学校夜間学級（夜間中学）」が、学習者の希望に沿った理想的なものとなるよう、積極的な取り組みをお願いする。</p> <p>全ての県民に向けた徹底した広報活動、意欲ある教職員の配置、生徒の実態に合わせた柔軟な学校運営、これらを支える教育行政と学校・地域社会との連携を実現するため、開校に向けて以下のことに取り組むよう請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 徹底した広報活動 県教育委員会にとどまらず、県を挙げての取り組みとして、従来の広報手法にとどまることなく、夜間中学における学びを必要としている全ての県民に情報を提供し、希望者が誰一人取り残されることなく、受け入れができる広報に努めること。</li><li>2 意欲ある教職員の配置 単に「学力・知識をつける」だけでなく、「夜間中学生」に寄り添い、生徒とともに学び、生徒から学ぶことを誇りとするような「志のある」教職員を配置すること。</li><li>3 柔軟な学校運営<ol style="list-style-type: none"><li>（1）夜間中学は、「誰もが、いつでも入学できる学校」であるので、入学資格や入学時期の制限を設けないこと。</li><li>（2）原則3年の修業（在学）年限も、希望に沿って対応ができるようにすること。</li><li>（3）授業内容についても先行都府県同様、生徒のニーズに応える学習方法で学習ができるように、柔軟に対応すること。</li><li>（4）遠距離通学者や生徒の困窮状況への支援など、生徒が通学しやすいように「条件整備」を図ること。</li></ol></li><li>4 教育行政と学校・地域社会との連携<ol style="list-style-type: none"><li>（1）各市町村教育委員会に設置する「夜間中学担当窓口」と県教委の「夜間中学担当者」の連絡・連携を密にするため、常設の会議を設け、学校の「基盤づくり」を行うこと。</li><li>（2）各都府県の夜間中学の外国人生徒数は、全体の7割程度であり、本県においても技能実習生など、外国の人たちの学習の場となることが見込まれることから、「通訳」を含む「学習支援の人材バンク（ボランティアも含めて）」の組織化をすること。</li></ol></li></ol>

請 願 者	高知市口細山224-68 高知県に「夜間中学」をつくる会 細川 英輔
紹介議員	田所 裕介      坂本 茂雄      西森 雅和      吉良 富彦
受理年月日	令和2年6月30日

議発第1号

意見書議案の提出について

令和2年6月高知県議会定例会に「地方財政の充実・強化を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和2年7月9日

高知県議会議長 三石文隆 様

提出者	高知県議会議員	横山文人
	同	上治堂司
	同	金岡佳時
	同	弘田兼一
	同	西森雅和
	同	武石利彦
	同	石井孝
	同	橋本敏男
	同	吉良富彦



## 地方財政の充実・強化を求める意見書

今、地方自治体は、医療・介護など社会保障への対応や子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、果たすべき役割が拡大する中で、新型コロナウイルス感染症対策や南海トラフ地震対策、近年多発する豪雨災害を想定した防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する政策課題にも直面している。

一方、公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、人材確保を進めるとともに、さまざまな課題に対応できる地方財政の確立が求められている。

政府はいわゆる「骨太の方針2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされ、2020年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比プラス1.2%と過去最高の水準となった。

しかしながら、人口減少、超高齢化に伴う社会保障費関連など、地方の財政需要への対応のみならず、新型コロナウイルス感染拡大防止や経済影響対策といった新たな課題への対応も必要となるなど、さらなる地方財政の充実・強化が求められている。

このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、国におかれては、次の事項につき、実施されるよう強く求める。

- 1 社会保障、感染症対策、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援や地域医療の確保、介護、児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 新型コロナウイルス感染症対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、2020年度の予算にとどまらず、感染状況や地方自治体における財政需要を把握しつつ、2021年度予算においても十分な財源を確保すること。
- 4 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定」は、地域の実情を考慮せず、本来、地方交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については、引き続き同規模の財源確保を図ること。

- 6 2020年度から始まった会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、所要額の調査を行うなどして、引き続き財源の確保を図ること。
- 7 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。
- 8 地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。  
また、各種税制の廃止・減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 9 地方交付税の財源保障機能と財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 10 4兆5,000億円強の前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
- 11 地方自治体の基金残高を地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 経済産業大臣 内閣官房長官 内閣府特命担当大臣 (経済財政政策) 内閣府特命担当大臣 (地方創生規制改革)	}	様
--	---	---

議発第2号

意見書議案の提出について

令和2年6月高知県議会定例会に「国際保健衛生分野及び我が国との経済・文化的交流における台湾の重要性に関する意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和2年7月9日

高知県議会議長 三石文隆 様

提出者 高知県議会議員 依光晃一郎

同 金岡佳時

同 田中徹

同 野町雅樹

国際保健衛生分野及び我が国との経済・文化的交流における  
台湾の重要性に関する意見書

台湾は、我が国日本と自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有し、緊密な経済・文化関係のもと人の往来を有する極めて重要なパートナーであるとともに、本県にとっても経済・人的交流等で深いつながりを有する大切な友人である。

我が国と地理的に近接する台湾では、新型コロナウイルス感染症対策として、感染地域からの入域制限の迅速な実施、マスクの安定供給に最新のIT技術を駆使するなど、国際的に見ても感染が世界トップクラスに抑制されている。

こうした台湾の対応は、感染拡大防止の観点から国際社会にとって大いに参考になるものであり、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中、台湾も含めて国際社会が一体となって万全の対策を講じることが重要である。

台湾は、2009年から2016年まで参加していた世界保健機関（WHO）総会に2017年以来4年連続でオブザーバー参加できておらず、WHO技術会合にも十分に参加できているわけではない旨主張している。

よって、国におかれては、こうした最近の状況を踏まえ、次の事項につき、実施されるよう強く要望する。

- 1 健康は世界共通の基本的人権であることに鑑み、国際保健課題への対応に当たって地理的空白を生じさせるべきではなく、WHO事務局に対し強く申し入れるとともに、関係各国と連携の上、台湾のWHO総会へのオブザーバー参加及び同技術会合への十分な参加実現に向けて取り組むことに加え、台湾との公衆衛生分野での協力を強化すること。
- 2 国際的な人の往来の再開については、我が国における感染の再拡大の防止と両立する形で慎重に検討を行い、部分的・段階的に再開させていく必要がある。そうした中、台湾は防疫上のリスクも相対的に低いことに鑑み、即時に台湾との人の往来を再開させる最善の方策を積極的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議員 三石文隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

} 様

議発第3号

意見書議案の提出について

令和2年6月高知県議会定例会に「林業分野における人材確保を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和2年7月9日

高知県議会議長 三石文隆 様

提出者 高知県議会議員 依光晃一郎

同 金岡佳時

同 田中徹

同 野町雅樹

## 林業分野における人材確保を求める意見書

山林の多面的機能を維持するために必要な森林整備を担う人材が減少の一途をたどっている。国勢調査によると、昭和40年に約26万2,000人を数えた従事者は、直近の平成27年の調査で約4万5,000人と6分の1程度まで減少しているが、本県もその例外ではなく約1,600人まで減少した。

また、全産業において日本人の35歳未満の若年者層の割合が減少傾向にあるのに対し、林業では平成2年以降増加傾向で推移しているものの、就業者数減そのものの歯どめをかけるには至っていないことから、若者が林業の魅力や重要性について触れ、技能、技術等を学べる機会や環境をより一層充実させるとともに、人材確保の手段を充実させる必要があると考える。

政府は、我が国経済の多くの分野で見られる人材難に対応するため、人手不足が深刻な産業分野において技能を有する外国人労働者に更新可能な在留期間を与え、特定の職種に従事することを認める特定技能制度を新たに設けた。

また、新制度に先立っては、技能、技術または知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とした外国人技能実習制度が導入されている。同制度下では、3年以上の研修を重ね、一定水準以上の技能と日本語能力を習得した場合に、今般の特定技能制度へ試験免除で移行することができる。

担い手の不足が最も深刻化している林業において、特定技能制度1号、2号及び技能実習制度2号、3号の対象職種となっていないことから、国におかれは、次の事項につき、特段の措置を講じることを強く要望する。

- 1 林業の担い手育成のため、施策を一層充実させること。
- 2 日本の林業に従事したいと考える外国人の希望を叶えられる環境を整備すること。
- 3 特定技能制度1号及び技能実習制度2号の対象職種に林業を追加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
外務大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣

} 様



議発第4号

意見書議案の提出について

令和2年6月高知県議会定例会に「河井両国会議員の議員辞職と真相究明、安倍首相・自民党総裁の政治責任を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和2年7月9日

高知県議会議長 三石文隆 様

提出者	高知県議会議員	塚地佐智
	同	岡田芳秀
	同	中根佐知
	同	吉良富彦
	同	米田稔
	同	田所裕介
	同	石井孝
	同	大野辰哉
	同	橋本敏男
	同	上田周五
	同	坂本茂雄

河井両国会議員の議員辞職と真相究明、安倍首相  
・自民党総裁の政治責任を求める意見書

前法務大臣である河井克行衆議院議員と妻の河井案里参議院議員（ともに自民党を離党）が、昨年7月の参議院広島選挙区での公職選挙法違反（買収）容疑で逮捕された。容疑は、参院選に出馬した案里氏の当選を図る目的で、広島県議などの地方議員、首長、後援会関係者ら94人に総額2,500万円を超える現金を手渡し、票の取りまとめを依頼したものであり、法務行政をつかさどり、適正に法を執行すべき法務大臣経験者が買収で刑事責任を迫られるという前代未聞の事態となっている。

買収事件は、現職首長の辞職にも波及し、天満祥典三原市長がこれまで否定してきた150万円の受け取りを一転して認め辞職を表明し、小坂真治安芸太田町長は現金受領を認め辞職、児玉浩安芸高田市長も受領を認めている。

また、繁政秀子府中町議（案里氏の後援会長・当時）は、克行氏から30万円を渡された際に「安倍さんから」と安倍晋三首相の名前を出されたと言っている。

また、宮本裕之北広島町議会議長は、克行氏が安倍首相と案里氏が一緒に写った新聞記事などを示し、「党本部が応援している」と語り、現金20万円を渡されたと言するなど、現金受領を認める証言が相次いでいる。

買収に使われたとされる多額の金の原資は、自民党本部からの破格の1億5千万円（うち1億2千万円は政党助成金）もの資金提供である可能性が強まっており、党総裁である首相の責任が厳しく問われる。さらに、買収行為をさせる目的をもって金銭・物品の交付を行ったとすれば、安倍首相自身に買収目的の交付罪の疑いがかかるとも指摘されている。

河井両議員が、多額の金により民主主義の根幹である選挙結果をゆがめ、不当に当選し、また当選せしめたことは、多数の証言からもはや疑いようがなく、議員である資格はない。

よって、国におかれては、次の事項につき、措置を講ずるよう強く求める。

- 1 河井両議員においては、即刻議員を辞職すること。
- 2 大臣任命権者であり自民党総裁でもある安倍首相は、1億5千万円の資金提供を含めた真相を究明し、国民に対する説明と政治責任を果たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三石文隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣

} 様

議発第5号

意見書議案の提出について

令和2年6月高知県議会定例会に「新型コロナウイルス感染症対策に  
「災害対応」を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和2年7月9日

高知県議会議長 三石文隆 様

提出者	高知県議会議員	田所裕介
	同	石井孝
	同	大野辰哉
	同	橋本敏男
	同	上田周五
	同	坂本茂雄
	同	塚地佐智
	同	岡田芳秀
	同	中根佐知
	同	吉良富彦
	同	米田稔

## 新型コロナウイルス感染症対策に「災害対応」を求める意見書

新型コロナウイルス感染症に、国民が力を合わせて立ち向かう中で、阪神・淡路大震災や東日本大震災を初め、さまざまな激甚災害を経験し、それを乗り越えようとしてきた教訓の蓄積を災害対応として生かすことは、有効な対策である。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、災害対策基本法第2条第1号が定める「異常な自然現象」と解することは可能であり、この感染症の拡大という事象を「災害」と捉えて、現在の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策のほか、災害対策基本法やその他の災害対策関連法制を活用することで、さらなる感染症の拡大防止、コロナ禍に対する生活等の支援が可能となる。

法制度の生かし方としては、直接適用だけではなく、法改正や準用、政令等による拡張、現場の弾力的運用、同種の仕組みを要綱化した地方自治体への交付税など取り得る方法は多様に存在しており、これまでの災害の経験に学び、先例に基づく知恵を凝らし、有効な新型コロナウイルス対策を講じることは可能であると考えます。

政府は、「激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例」に倣って、第2次補正予算に、「みなし失業給付」にかわる新制度の創設を盛り込まれた。

また、災害救助法を参考に、コロナ禍での生活困難者に対して、在宅避難者とみなし、食料、飲料品、生活必需品を給与したり、コロナ禍で住宅確保困難者に、避難所として宿泊施設を供与したり、生業に必要な金銭や用具の給与・貸与を行ったり、学用品給与として、生活困窮世帯にネット環境を整備することなども可能となる。

よって、国におかれては、現在の危機に立ち向かうために形式的な災害の定義にとらわれず、臨機応変に、その仕組みを新型コロナウイルス感染症対策として緊急的に転用するなどして積極的に活用することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
経済再生担当大臣

} 様

令和2年7月9日

高知県議会議長 三石文隆様

高知県議会	総務委員会委員長	横山文人	印
同	危機管理文化厚生委員会委員長	浜田豪太	印
同	商工農林水産委員会委員長	黒岩正好	印
同	産業振興土木委員会委員長	田中徹	印
同	議会運営委員会委員長	弘田兼一	印

#### 継続審査調査の申出書

当委員会は、閉会中もなお次の事件について、継続して審査並びに調査を要するものと決定したから、高知県議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

#### 記

#### 総務委員会

- 1 県行政の企画調整に関する事。
- 2 県の総合開発に関する事。
- 3 広報に関する事。
- 4 行財政運営に関する事。
- 5 職員の人事、研修、福利厚生等に関する事。
- 6 市町村その他公共団体の行政一般に関する事。
- 7 情報化の推進に関する事。
- 8 統計に関する事。
- 9 県の財産に関する事。
- 10 学校教育及び社会教育に関する事。
- 11 文化財の保護に関する事。
- 12 公共の安全と秩序の維持に関する事。
- 13 出納に関する事。

#### 危機管理文化厚生委員会

- 1 防災その他危機管理に関すること。
- 2 健康及び保健衛生に関すること。
- 3 社会福祉に関すること。
- 4 社会保障に関すること。
- 5 文化振興に関すること。
- 6 国際交流に関すること。
- 7 消費者保護、交通安全その他の県民生活の安定に関すること。
- 8 公立大学法人及び私立学校に関すること。
- 9 人権に関すること。
- 10 スポーツ振興に関すること。
- 11 電気事業及び工業用水道事業に関すること。
- 12 病院事業の運営に関すること。

#### 商工農林水産委員会

- 1 商業に関すること。
- 2 工鉱業に関すること。
- 3 計量に関すること。
- 4 労働に関すること。
- 5 科学技術の振興に関すること。
- 6 農業に関すること。
- 7 森林及び林業に関すること。
- 8 自然環境の保全に関すること。
- 9 環境衛生に関すること。
- 10 公害の防止に関すること。
- 11 海洋及び水産業に関すること。
- 12 主要食糧の需給調整に関すること。

#### 産業振興土木委員会

- 1 産業振興計画に関すること。
- 2 地域振興に関すること。
- 3 公共交通に関すること。
- 4 観光に関すること。
- 5 道路及び河川に関すること。
- 6 都市計画に関すること。
- 7 住宅及び建築に関すること。
- 8 港湾その他土木に関すること。

#### 議会運営委員会

- 1 議会の運営に関すること。
- 2 次期議会の会期、日程等に関すること。
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること。
- 4 議長の諮問に関すること。



委員会審査結果一覧表

1 議案関係	事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
第1号	令和2年度高知県一般会計補正予算		総務委員会	原案可決	全会一致
第2号	職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	原案可決	全会一致
第3号	高知県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	〃	〃
第4号	高知県税条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	〃	〃
第5号	高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	〃	〃
第7号	高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第8号	高知県安心子ども基金条例の一部を改正する条例議案		危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第9号	高知県畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案		商工農林水産委員会	〃	〃
第10号	高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案		商工農林水産委員会	〃	〃
第11号	室戸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		総務委員会	〃	〃
第12号	安芸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		総務委員会	〃	〃
第13号	土佐市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		総務委員会	〃	〃
第14号	須崎市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		総務委員会	〃	〃
第15号	宿毛市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		総務委員会	〃	〃
第16号	土佐清水市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		総務委員会	〃	〃

第	号	四万十市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	原案可決	全会一致
第17	号	四万十市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	〃	〃
第18	号	香美市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	〃	〃
第19	号	東洋町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	〃	〃
第20	号	奈半利町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	〃	〃
第21	号	田野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	〃	〃
第22	号	安田町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	〃	〃
第23	号	北川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	〃	〃
第24	号	馬路村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	〃	〃
第25	号	芸西村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	〃	〃
第26	号	本山町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	〃	〃
第27	号	大豊町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	〃	〃
第28	号	土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	〃	〃
第29	号	大川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	〃	〃
第30	号	仁淀川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	〃	〃

第	号	中土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	原案可決	全会一致
第	31	中土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	原案可決	全会一致
第	32	佐川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	原案可決	全会一致
第	33	越知町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	原案可決	全会一致
第	34	檮原町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	原案可決	全会一致
第	35	津野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	原案可決	全会一致
第	36	四万十町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	原案可決	全会一致
第	37	大月町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	原案可決	全会一致
第	38	三原村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	原案可決	全会一致
第	39	黒潮町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	原案可決	全会一致
第	40	高吾北広域町村事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	原案可決	全会一致
第	41	香南斎場組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	原案可決	全会一致
第	42	香南香美老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	原案可決	全会一致
第	43	高知県競馬組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	原案可決	全会一致
第	44	香南清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務	委員	会	原案可決	全会一致

第	号	総務委員 会	原案可決	全会一致
第 45	号	幡多広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 46	号	高幡消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 47	号	幡多中央環境施設組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 48	号	津野山養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 49	号	高陵特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 50	号	安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 51	号	津野山広域事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 52	号	高幡東部清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 53	号	幡多中央消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 54	号	幡多西部消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 55	号	嶺北広域行政事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 56	号	高幡障害者支援施設組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 57	号	安芸広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 58	号	高幡広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃

第 59 号	高知県市町村総合事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務委員 会	原案可決	全会一致
第 60 号	南国・香南・香美租税債権管理機構と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務委員 会	〃	〃
第 61 号	中芸広域連合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	総務委員 会	〃	〃
第 62 号	国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案	産業振興土木委員 会	〃	〃
第 63 号	県道安田東洋線防災・安全交付金（明神口トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案	産業振興土木委員 会	〃	〃
第 64 号	町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案	産業振興土木委員 会	〃	〃
第 6 号	高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案	総務委員 会	原案可決	賛成多数

## 2 請願関係

事件の番号	件 名	所管委員会	審査結果	備 考
請第 1 号	高知県立の中学校夜間学級（夜間中学）に関する請願について	総務委員 会	不採 択	賛成少数

## 令和2年6月高知県議会定例会議決一覧表

### 1 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
第1号	令和2年度高知県一般会計補正予算	原案可決	2.7.9
第2号	職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第3号	高知県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第4号	高知県税条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第5号	高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第6号	高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第7号	高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第8号	高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第9号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第10号	高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第11号	室戸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第12号	安芸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第13号	土佐市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第14号	須崎市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第15号	宿毛市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第16号	土佐清水市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第17号	四万十市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第18号	香美市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第19号	東洋町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第20号	奈半利町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第21号	田野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第22号	安田町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第23号	北川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第24号	馬路村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第25号	芸西村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第26号	本山町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
第 27 号	大豊町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	原案可決	2.7.9
第 28 号	土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 29 号	大川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 30 号	仁淀川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 31 号	中土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 32 号	佐川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 33 号	越知町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 34 号	梶原町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 35 号	津野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 36 号	四万十町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 37 号	大月町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 38 号	三原村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 39 号	黒潮町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 40 号	高吾北広域町村事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 41 号	香南斎場組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 42 号	香南香美老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 43 号	高知県競馬組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 44 号	香南清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 45 号	幡多広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 46 号	高幡消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 47 号	幡多中央環境施設組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 48 号	津野山養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 49 号	高陵特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 50 号	安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 51 号	津野山広域事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 52 号	高幡東部清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 53 号	幡多中央消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第 54 号	幡多西部消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
第55号	嶺北広域行政事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	原案可決	2.7.9
第56号	高幡障害者支援施設組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第57号	安芸広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第58号	高幡広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第59号	高知縣市町村総合事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第60号	南国・香南・香美租税債権管理機構と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第61号	中芸広域連合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	〃	〃
第62号	国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案	〃	〃
第63号	県道安田東洋線防災・安全交付金（明神口トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案	〃	〃
第64号	町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案	〃	〃
議発第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書議案	〃	〃
議発第2号	国際保健衛生分野及び我が国との経済・文化的交流における台湾の重要性に関する意見書議案	〃	〃
議発第3号	林業分野における人材確保を求める意見書議案	〃	〃
議発第4号	河井両国会議員の議員辞職と真相究明、安倍首相・自民党総裁の政治責任を求める意見書議案	否決	〃
議発第5号	新型コロナウイルス感染症対策に「災害対応」を求める意見書議案	〃	〃

## 2 請願関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
請第1号	高知県立の中学校夜間学級（夜間中学）に関する請願について	不採択	2.7.9